

令和7年度 歩行者・自転車交通量調査業務 業務仕様書

1 業務目的

札幌市内で自転車通行位置の明確化に係る路線のうち、24 地点で方向別の歩行者及び自転車の断面交通量調査を実施し、各調査地点における歩行者・自転車の通行状況を把握する。

2 業務期間

契約を締結した日から、令和7年7月16日までとする。

3 業務内容

(1) 現地踏査

委託者が指定する24 地点において調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため現地踏査を実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映させる。

(2) 作業計画の作成

交通量調査実施に伴う、調査日時・調査箇所の確認、及び調査工程の立案等を行い、作業計画を作成する。

(3) 歩行者・自転車交通量調査

調査位置図（別添1-1～1-9）に記載の調査地点において、歩行者交通量、自転車の通行位置と交通量を把握するため、調査員を配置し交通量調査を行う。（詳細は下記4 参照）

(4) 調査票及び報告書作成

調査結果について調査票（別添2）に取りまとめ、業務報告書を作成する。

4 自転車交通量調査の内容

(1) 調査地点：24 地点（調査位置図（別添1-1～1-9）参照）

調査は各調査地点につき1回とする。

調査実施地点の詳細については、委託者と協議のうえ決定すること。

(2) 調査日：5月8日～20日の火曜日・水曜日・木曜日とし、雨天延期とする。

調査開始後に異常天候等で通常と異なる交通状態が発生した場合は、委託者と協議して調査の継続または中止を判断し、別途調査を行う。

調査日については委託者と協議し決定するものとする。

下記の調査地点については、5月22日までに委託者に調査結果を調査票（別添2）により報告すること。

・No. 2、No. 6、No. 7、No. 9～18、No. 21～24

(3) 調査時間：8：00～9：00（1時間）

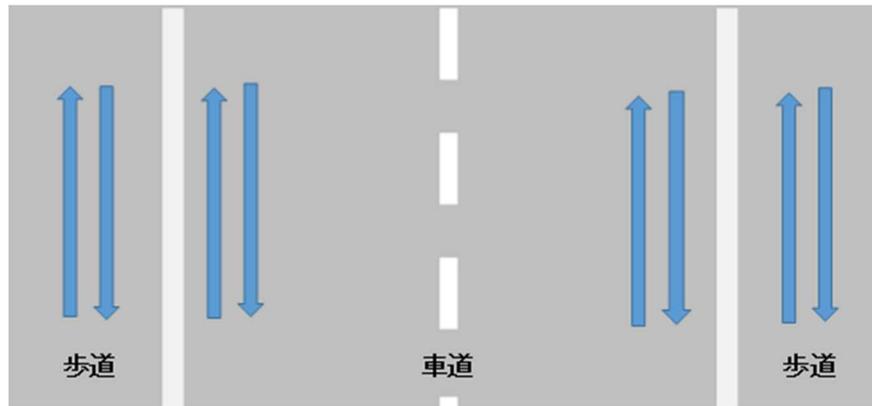
(4) 調査対象：歩行者及び自転車

(5) 調査内容：通行位置別方向別歩行者・自転車交通量

歩道2箇所について、方向別の歩行者交通量を計測する。

歩道2箇所、車道の外側2箇所の計4箇所について、方向別の自転車交通量を計測する。
なお、自転車利用者のうち歩道通行が認められている「13歳未満と70歳以上」をその他の

利用者と分けて計測すること。



通行位置・方向のイメージ

(6) 調査票：別添2のとおり。

各通行位置における方向別の歩行者交通量、自転車交通量を記載する。

(7) 調査状況写真を各調査地点につき1枚以上撮影する。

5 法定外の労災保険の付保

本業務において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。札幌市土木設計業務共通仕様書に準じて、「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、調査計画書提出以前に、担当職員へ提出すること。

6 成果品

(1) 調査実施前までに

- ・「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写し
- ・調査計画書（A4判）：調査概要（調査地点、調査員配置、工程表など）、安全対策

(2) 5月22日までに

下記地点の調査結果を調査票（別添2）により報告すること。

- ・No. 2、No. 6、No. 7、No. 9～18、No. 21～24

(3) 完了時

完了届（別添3）、成果品（報告書、電子データ）

報告書（A4判）：調査概要等、交通量調査結果（別添2調査票）、打合せ簿、写真帳

電子データ（CD-R等）：報告書、調査結果が入力されたExcel（オリジナルデータ）

7 環境配慮

(1) この業務の遂行にあたっては、再生紙を活用するなど、環境に最大限配慮すること。また、成果品（報告書）については、可能な限り100%再生紙を使用すること。

(2) 打合せ時や現地調査等にあたっては、公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の

乗合い、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行等に努めること。

- (3) 備品等の必要最低限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に心がけること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、札幌市土木設計業務共通仕様書の記載内容に従うほか、委託者、受託者双方協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務において知り得た内容を、外部に漏洩、転用してはならない。
- (3) 本業務の内容、実施について疑義を生じた場合は、委託者と十分協議し、その指示に従うこと。

歩行者・自転車交通量調査 位置図
 <都心部>



別添 1-1



地点番号	地点名
No.1	西4丁目線(北8条西4丁目)
No.2	北6条線(北5条西12丁目)
No.3	西3丁目線(南1条西2丁目)
No.4	西2丁目線(南1条西1丁目)
No.5	菊水・旭山公園通(南8条西7丁目)

□ : 1時間調査

歩行者・自転車交通量調査 位置図
＜JR新札幌駅・地下鉄新さっぽろ駅周辺＞



別添 1-2



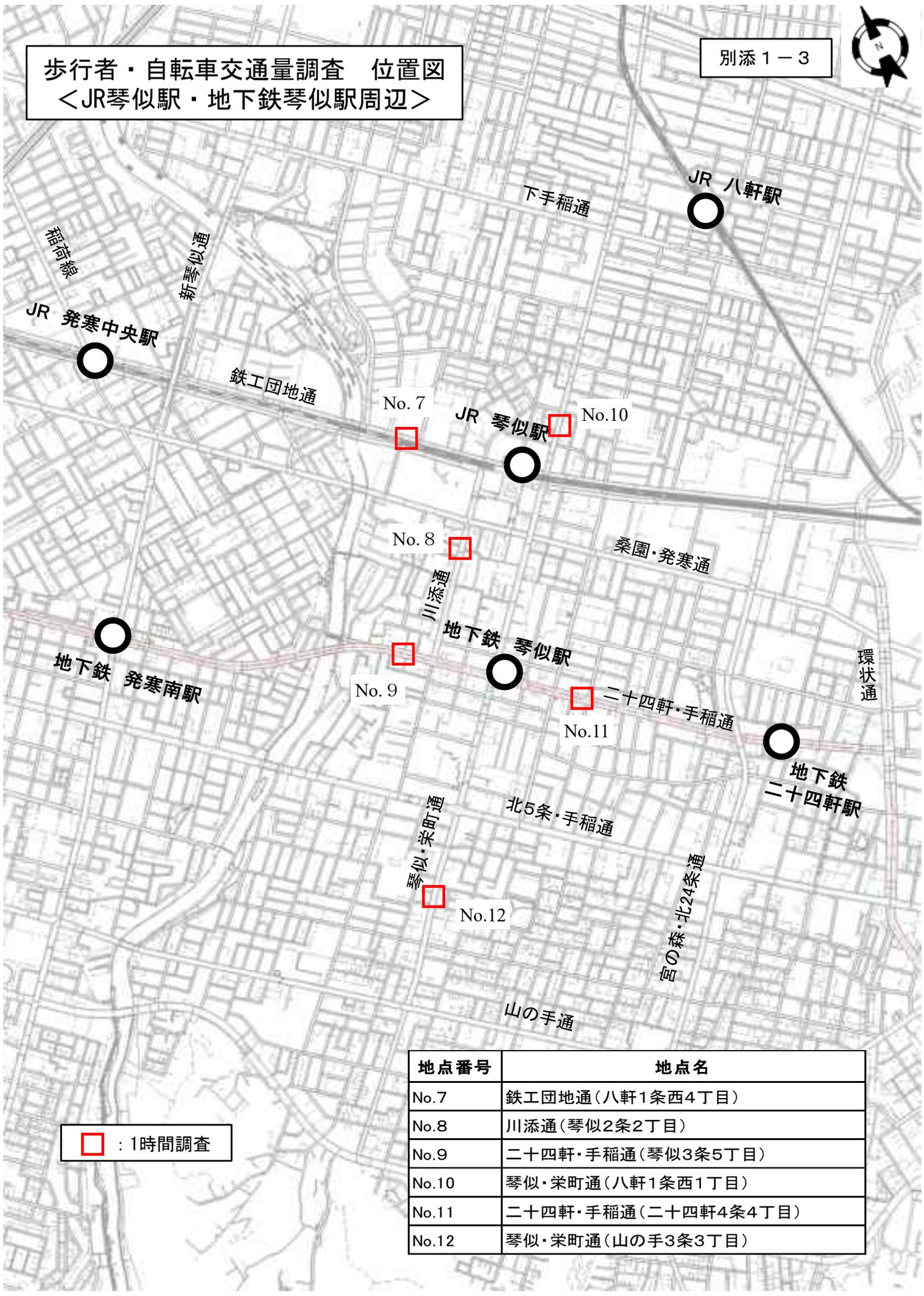
□ : 1時間調査

地点番号	地点名
No.6	副都心団地3号線(厚別中央2条5丁目)

札幌恵庭自転車道路

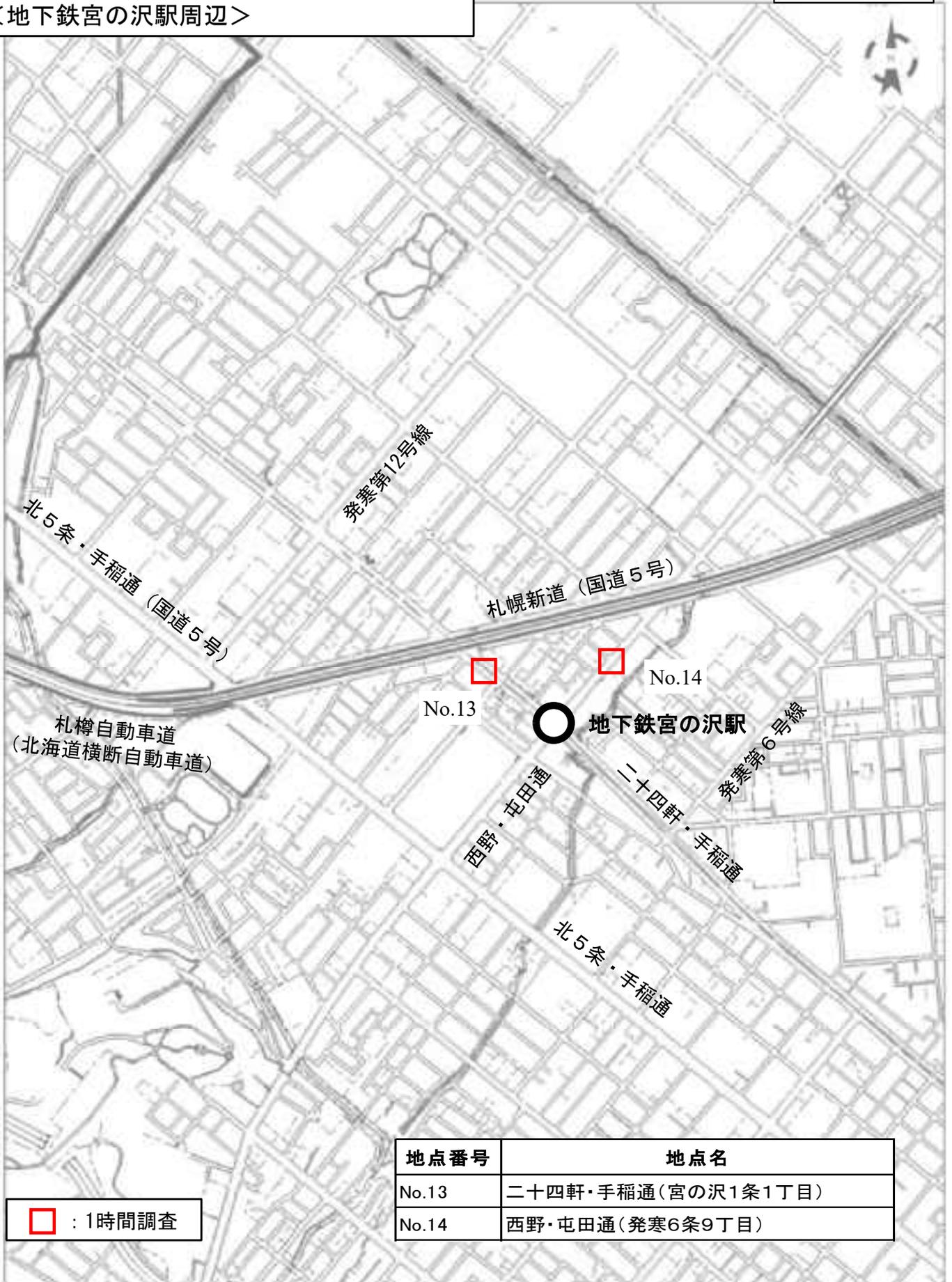
歩行者・自転車交通量調査 位置図
 <JR琴似駅・地下鉄琴似駅周辺>

別添 1 - 3



: 1時間調査

地点番号	地点名
No.7	鐵工団地通(八軒1条西4丁目)
No.8	川添通(琴似2条2丁目)
No.9	二十四軒・手稲通(琴似3条5丁目)
No.10	琴似・栄町通(八軒1条西1丁目)
No.11	二十四軒・手稲通(二十四軒4条4丁目)
No.12	琴似・栄町通(山の手3条3丁目)

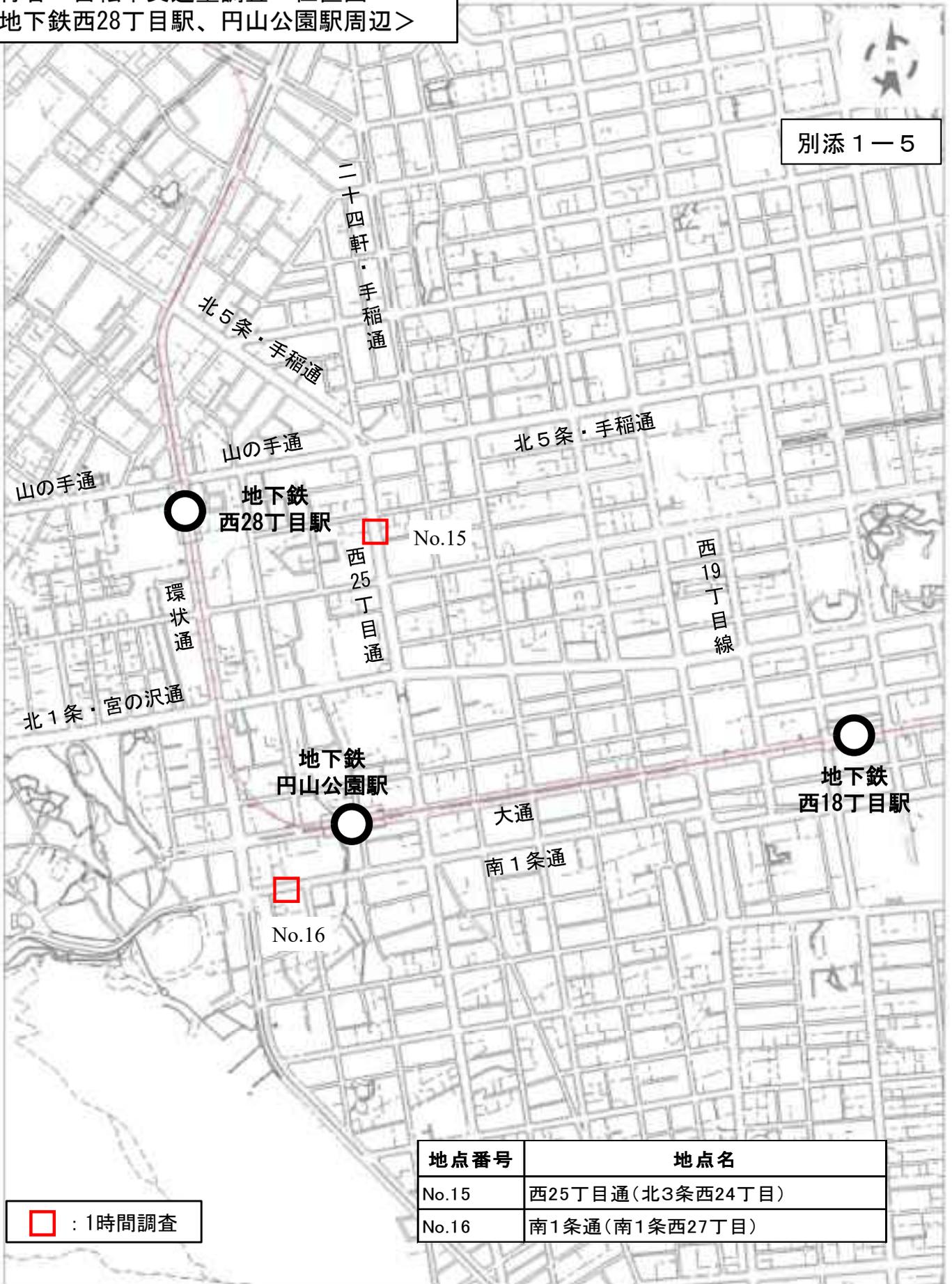


地点番号	地点名
No.13	二十四軒・手稲通(宮の沢1条1丁目)
No.14	西野・屯田通(発寒6条9丁目)

□ : 1時間調査

歩行者・自転車交通量調査 位置図
 <地下鉄西28丁目駅、円山公園駅周辺>

別添 1-5



□ : 1時間調査

地点番号	地点名
No.15	西25丁目通(北3条西24丁目)
No.16	南1条通(南1条西27丁目)

歩行者・自転車交通量調査 位置図
＜地下鉄環状通東駅周辺＞

別添1-6



□ : 1時間調査

地点番号	地点名
No.17	環状通(北14条東15丁目)

歩行者・自転車交通量調査 位置図
 <地下鉄北24条駅周辺>



別添 1-7

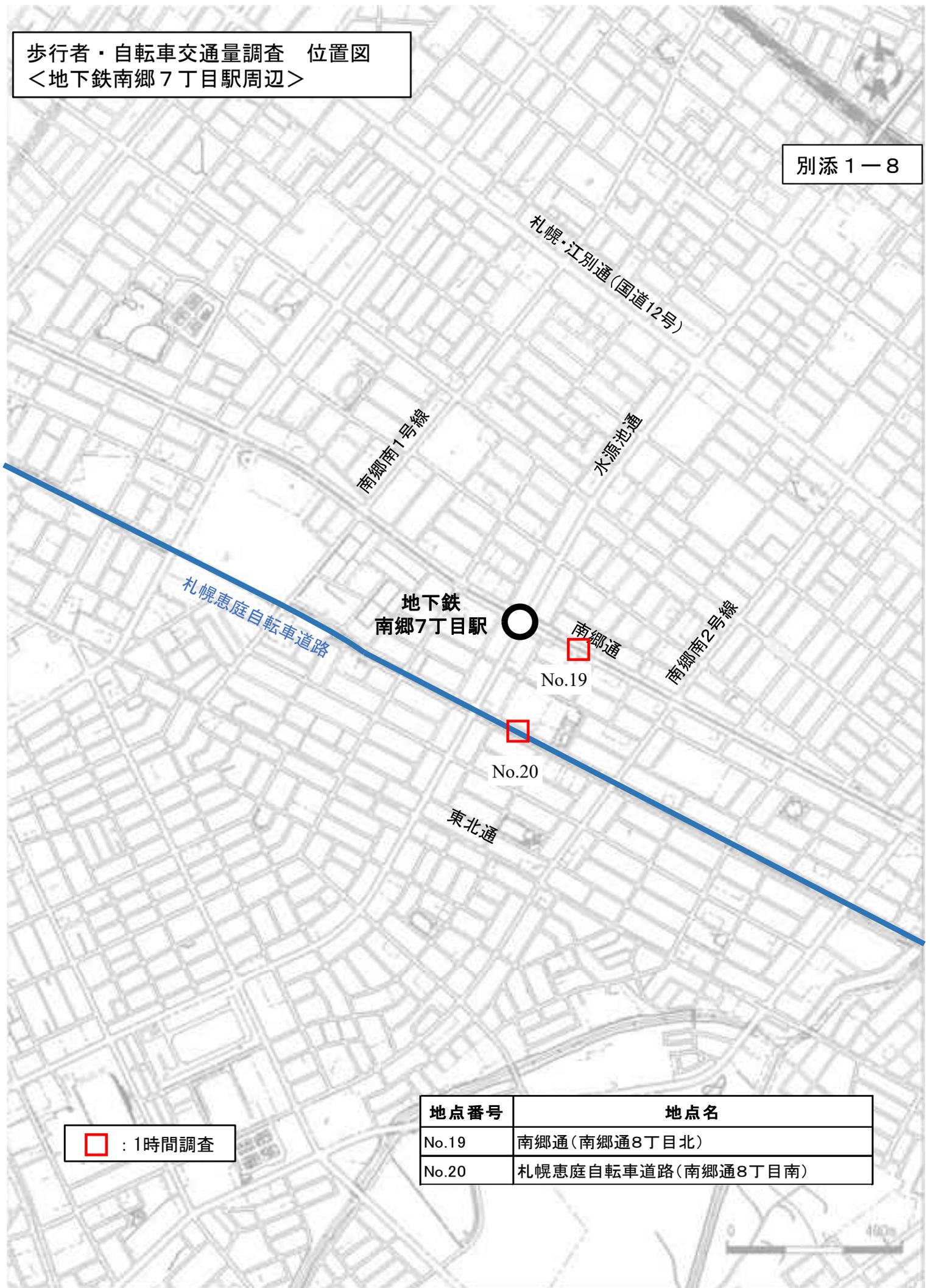
□ : 1時間調査

地点番号	地点名
No.18	宮の森・北24条通(北23条西5丁目)



歩行者・自転車交通量調査 位置図
＜地下鉄南郷7丁目駅周辺＞

別添 1-8



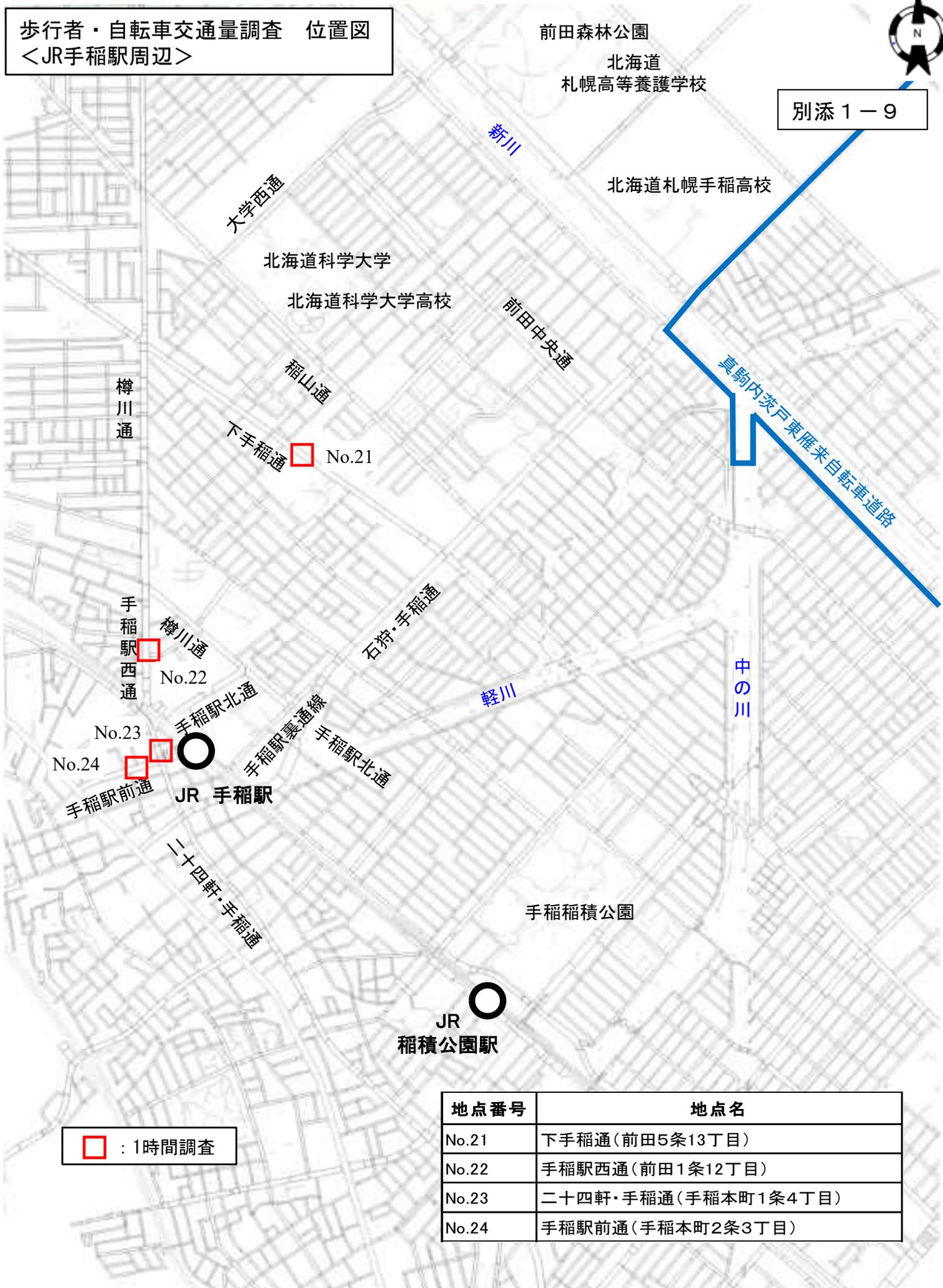
□ : 1時間調査

地点番号	地点名
No.19	南郷通(南郷通8丁目北)
No.20	札幌恵庭自転車道路(南郷通8丁目南)

歩行者・自転車交通量調査 位置図
 <JR手稲駅周辺>



別添 1 - 9



地点番号	地点名
No.21	下手稲通(前田5条13丁目)
No.22	手稲駅西通(前田1条12丁目)
No.23	二十四軒・手稲通(手稲本町1条4丁目)
No.24	手稲駅前通(手稲本町2条3丁目)

□ : 1時間調査

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称 令和7年度 歩行者・自転車交通量調査業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。